

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぽーと



第78号 南丹市商工会だより

発行者
南丹市八木町八木東久保 28-1
南丹市商工会
Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

新型コロナウィルスの感染者は7万人を超えたと発表がありましたが、併せて増加ペースはやや緩やかになったとの発表もあります。多くの事業所の閉塞感に変わりはなく、国を代表する機関を始め疲弊している状況にあります。三密の回避、参加者や時間を限定した催し物や会合など、人が集まることに対しての市民感情の危惧は募るばかりです。

しかし、このような状況ではございますが、行政から示された「新しい生活様式」を励行し、感染拡大予防ガイドラインを遵守した中で、「京都・南丹園部城祭り秋」をそのべお城通りや園部公園一帯で10月18日に計画させていただきます。新型コロナウィルスの発生により環境が変化した中、地域住民の方々に楽しみを提供し、地域経済の活性化につなげるイベントにしたく思います。事業内容、各種申し込みは同封させていただいておりますのでご一読願い、それぞれご参加・ご利用いただきますようご案内申し上げます。

ちょうど100年前、1918年から20年にかけてスペイン風邪がはやり、今回のコロナ禍であります。巣ごもり需要を狙って豪華に、おひとり様、旅行気分などで企画を考えられています。帰省が難しい場合には実家に送る場合も想定されています、オードブル、仕出しの需要も高いとか、良い経験値を得たことで商売も変わってくるのではないかと、プラス思考で考えてまいりたいと思います。

コロナ禍は「目に見えない敵」への不安や恐怖を増殖し、感染者や医療従事者、感染拡大地域の人への心無い差別が投げつけられました。ウイルスは、人間の闇の部分を顕在化させた面もあります。今を生きる世代に「思いやりを持っている」ということが、人間として一番大切なこと」と記事に出ていました。みんなで「思いやりの輪」を広げ、この難局を乗り越えていきましょう。

国や府から提案される「コロナ関連施策」について、新規提案や継続案件も出ておりります。今月の“さぽーと”には事業所にとって有益な情報を詳しく掲載しておりますのでご一読願い、不明な点は南丹市商工会までお問い合わせいただき有効活用願います。

*募集期間が延長されました。

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金について

京都府では、新型コロナウイルス感染症と共に存する「新しい生活様式」に対応して事業を再出発されようとする小規模事業者・個人事業者、中小企業者等の皆様の取組を支援します。

<補助対象者> 京都府内に事業所等を有する、

- ・中小企業者 ① 小規模事業者、個人事業者
- ・商工団体等 ② 病院(常時使用する従業員数 300 人以下)
- ・NPO

<補助上限額、補助率>

◎事業再出発支援補助金

① 感染防止対策	補助上限額	10 万円
	補助率	10/10

◎応援補助金

① 感染防止対策	②業務改善、売上向上
	補助上限額 20 万円(中小企業者は 30 万円)
	補助率 2/3 (中小企業者は 1/2)

<申請締切>令和 2 年 10 月 16 日(金)

*令和 2 年 4 月 1 日(水)から令和 2 年 9 月 30 日(水)までの間に実施されたものに限ります。

*事業を実施し、必要経費の支払いをすべて終了された後の「事後申請」です。

<申請・相談窓口> 京都府事業再出発支援補助金センター

TEL 075-748-0303 (平日 9 時~17 時)

E-mail hojokincenter@pref.kyoto.lg.jp

※同封のチラシをご確認ください。

令和 3 年 経済センサス - 活動調査を実施します。

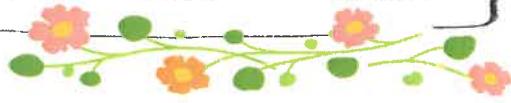
♪経済センサス - 活動調査は、すべての事業所・企業を対象に、令和 3 年 6 月に実施します。

♪経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、「統計法」という法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

♪調査を正確かつ円滑に実施するため、支社等を有する企業の本社あてに、令和 2 年 10 月下旬から順次「企業構造の事前確認票」を郵送します。印字されている内容をご確認の上、ご回答よろしくお願いいたします。



〔令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型・コロナ特別型〉〕



小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

《一般型》（販路開拓に加えて業務の効率化の経費が補助対象）

- ① 販促用チラシの作成・配布、HP 作成、販促品の調達・配布
- ② 商談会・見本市への出展(海外を含む)
- ③ 新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ④ 商品パッケージ(包装)の改良
- ⑤ 店舗改装(小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)
- ⑥ 新商品・新サービスの開発

《コロナ特別対応型》（販路開拓の経費のみが補助対象）

- ① 部品や資材調達が困難になったため、自社で製造するための機械装置の導入
- ② 外国人の来店が途絶えたため、地域住民向けのサービス拡充
- ③ デリバリーを開始するための宅配用バイクの購入
- ④ テイクアウトサービス告知のためのチラシ作成、HP 改修
- ⑤ スポーツインストラクターのオンラインレッスンに必要な特殊な撮影機材の導入

・補助金額等

	一般型	コロナ特別対応型	事業再開枠(共通)
補助率	2/3	3/4 もしくは 2/3	10/10
補助上限額	50万円	100万円	50万円
備 考	創業特例は100万円	即時支給の概算払あり	特例事業者はさらに50万円拡大

※事業再開枠は「一般型」「コロナ特別対応型」の金額の範囲内までの制限があります

・公募スケジュール(予定)

《一般型》

○第3回受付締切 2020年10月2日(金)[締切日当日消印有効]

事業実施期間 交付決定日～2021年7月31日(土)まで

○第4回受付締切 2021年2月5日(金) []

事業実施期間 交付決定日～2021年11月30日(火)まで

《コロナ特別対応型》

○第4回受付締切 2020年10月2日(金)[必着]

事業実施期間 交付決定日～2021年7月31日(土)まで

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

持続化給付金に関するお知らせ



新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

●給付額

中小法人等 200万円 個人事業者等 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

●売上減少分の計算方法

前年の総売上高(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

●給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

◆支給対象が拡大されました

I 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主

II 2020年1月～3月の間に創業した事業者

どちらも、収入が50%以上減少していることが条件です。

(従来の申請と比べて提出いただく書類が変わります)

I 給付額 最大100万円

II " 中小法人等 最大200万円 個人事業者等 最大100万円

※詳細については、持続化給付金の事務局ホームページをご確認ください。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請をすることができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

●申請は、持続化給付金の事務局ホームページから。

家賃支援給付金に関するお知らせ



5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

(※駐車場・資材置き場等として事業に用いている土地の賃料を含みます。)

【支給対象】(①②③すべてを満たす事業者)

① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

* 医療法人・農業法人・NPO 法人・社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象

② 5月～12月の売上について、

- ・1か月で前年同月比▲50%以上 または
- ・連続する3か月の合計で前年同月比▲30%以上

③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

法人 最大 600 万円、個人事業者 最大 300 万円を一括支給

○算定方法 申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した
給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法 人	75 万円以下	支払賃料× 2/3
	75 万円超	50 万円 + [支払賃料の 75 万円の超過分×1/3] ※ただし、100 万円(月額)が上限
個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料× 2/3
	37.5 万円超	25 万円 + [支払賃料の 37.5 万円の超過分×1/3] ※ただし、50 万円(月額)が上限

* 家賃支援給付金の申請は、ポータルサイトから電子申請となります。

○相談ダイヤル 家賃支給給付金 コールセンター

0120-653-930(平日・日 (土・祝除く)8:30~19:00)

※電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行う「申請サポートキャラバン隊」の派遣を、南丹市内において 12 月に実施を予定しています。 詳細等決まりましたら、ご案内いたします。

「GO TO トラベル事業」における「地域クーポン取扱店舗」オンライン説明会開催のご案内



「GO TO トラベル事業」は、多種多様な宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウィルス感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする国(国土交通省/観光庁)の事業です。

現在、9月7日より事業所向け「地域共通クーポン制度」のオンライン説明会の参加申し込みを受け付けている状況であり、取扱店舗の登録をご検討されている事業所は、説明会の参加申し込みをお願いします。

なお、地域共通クーポンの開始時期及び取扱店舗の登録手続きの開始時期につきましては、9月4日時点では未定となっており、決まり次第 GO TO トラベル専用ホームページにて公表されますので、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。

●事業所向け「地域クーポン制度」オンライン説明会の参加申し込み

https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon_briefing_form/

●GO TO トラベル専用ホームページ

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

★地域共通クーポンの概要

I 地域共通クーポンの給付額

旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布

支払額 総額の65%	旅行代金割引(給付額) 総額の35%	+ 地域共通クーポン 総額の15%
---------------	-----------------------	----------------------

例)【旅行商品および宿泊】

おひとり様40,000円の1泊2日の宿泊付き旅行を申し込んだ場合、支払額は26,000円となります。差額の14,000円が旅行代金割引+6,000円の地域共通クーポンが付与され、合計20,000円の給付が受けられます。

【日帰り】

おひとり様20,000円の日帰り旅行を申し込んだ場合、支払額は13,000円となります。差額の7,000円が旅行代金割引+地域共通クーポン3,000円が付与され、合計10,000円の給付が受けられます。

II 発行形態・券種

- ・発行形態　・紙クーポン　　券種 1,000円
- ・電子クーポン　　　　1,000円、2,000円、5,000円

III 有効期間

- ・宿泊旅行の場合　宿泊日及びその翌日
- ・日帰り旅行の場合　旅行の当日

IV 利用エリア

宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)の属する都道府県及び該当都道府県に隣接する都道府県

V 利用可能店舗

地域共通クーポンの取扱店として GO TO トラベル事務局の登録を受けた店舗(土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む)
取扱店舗については、店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式 HP での公表により旅行者にわかるよう可視化

※その他、詳細につきましては、GO TO トラベル専用 HP でご確認ください。

*お問合せ

GO TO トラベル事業 コールセンター

TEL 0570-017-345 受付時間 10:00~19:00 年中無休

TEL 03-6747-3986 //

南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金について

南丹市の特色ある自然、食、文化、歴史など、地域の魅力を生かした観光振興と新型コロナウィルス感染症収束後の観光需要の回復に繋げるため、体験型観光コンテンツの開発事業を支援します。伝統工芸、料理、釣り、収穫、ハイキング、サイクリング、ものづくりなど、南丹市の良さをアピールできる地域ならではの体験プログラムをご提案ください。

<補助対象経費>

備品購入費・消耗品費（材料費を除く）・印刷製本費・委託料・工事請負費

<補助金の額>

補助対象経費の 2/3 以内の額（上限 20 万円）

※詳細については、同封のチラシをご確認ください。

*お問い合わせ 南丹市農林商工部 観光交流室 0771-68-0050

令和2年度小規模企業広域活性化事業 「ツーリズム事業」に係る情報登録の受付について



昨年度から商工会地域の活性化のために交流人口を増加させ、地場産業の維持発展と新たな事業機会の創出などを図ることを目的として「体験型事業」を実施する小規模事業者を掘り起して参りました。

今年度は事業を充実させるべく、「飲食店」「宿泊施設」の掘り起しを実施し、「体験型事業」に加味させることにより、専用ホームページ等により当該地域において交流人口の拡充を目指します。

登録を希望する事業所(登録料無料・本会会員事業所のみ)は、情報登録シート(体験型・飲食店・宿泊施設)をメールにてお送りしますので、商工会本所・支所までお問い合わせください。追って、情報登録シートをお送り致します。

(情報登録シートの提出期限:11月9日)

(小規模企業広域活性化事業「ツーリズム事業」専用ホームページ)

<https://another.kyoto-fsci.or.jp/>



南丹市飲食・観光施設等新型コロナ感染防止対策衛生基準 (NCクリーン基準) の設置と補助事業について



新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が予想される中、そのリスクに備え有効な対策を施し、終息の日までそれらを継続的に実施することが必要となっています。そのような状況を踏まえ、南丹市では京都府の示すガイドライン等をもとに船井医師会様の監修のもと、地域の特性を考慮した南丹市飲食・観光施設等新型コロナウイルス感染症防止対策衛生基準「NCクリーン基準」(注意①)を設置しました。

(注意①)「NC」とは、Nantan City 及び No Corona の略で、南丹市、そして世界における新型コロナウイルス感染症終息の日の早期到来を願う言葉です。

★NC クリーン宣言と補助金事業活用までのイメージ

1. NC クリーン基準の内容を確認いただき、NC クリーンの順守を宣言
2. 宣言に基づき施設の衛生環境を整え、新型コロナの感染防止対策に取り組む
3. 補助金の申請

<助成内容> 補助金の上限 (10/10 以内)

飲食業(小売店舗含む) 5万円

飲食業(宴会場を複数有する施設) 10万円

観光サービス業・宿泊業 15万円

<補助対象経費>

マスク、消毒液等の衛生用品等、アクリル板、空気清浄機等

※詳細については、同封のチラシをご確認ください。

*お問い合わせ 南丹市農林商工部 商工課 0771-68-1008

京都府テレワーク推進センターの開設について

京都府では、新型コロナウィルス感染症の影響によりテレワークに取り組む企業が増加する中、ICT 環境整備や人事評価、社員のメンタルケア等、様々な要因により導入・定着に課題を抱える中小企業を支援するため、「京都府テレワーク推進センター」を 9 月 1 日(火)、開設しました。WITH コロナ時代の働き方改革を支援するために設置した「知って、体験して、相談できる！」をコンセプトにしたセンターです。

●場 所 京都経済センター3 階(京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉢町78)
TEL 075-746-5252
WEB <https://www.kyoto-telework.jp>

●営業時間 平日 9:00~17:00

●内 容

- ・IT コーディネーター及びテレワーク制度整備アドバイザー(社会保険労務士等)による、技術・法務両面でのワンストップ相談
- ・中小企業の実情に合わせた適切なテレワークのコンサルティングと各補助制度等を組み合わせた導入支援
- ・テレワーク初心者の方でも課題に対応する手法をわかりやすく知ることができる展示・実演コーナーを設置
- ・セミナーやイベントの開催

事業継続力強化計画について



近年、中小企業者を取り巻く事業環境が急速に変化し、大規模災害の頻発や新型コロナウィルス感染症が流行し、感染拡大に伴う中小企業者の事業停止や、政府による緊急事態宣言の発出による人々の外出自粛などに伴い、売上等の急減による資金繰りが困窮するなど多くの中小企業者において、事業継続力の強化が求められています。

このため、中小企業庁は、中小企業の自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、中小企業強靭化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度を創設しました。

認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

<計画に記載する項目>

- ◆ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ◆安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ◆人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ◆訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 など

<策定のメリット>

- ◇業務内容の見直し
- ◇社内レイアウト・動線の見直しなど設備配置・機能改善
- ◇会社内外の経営資源の把握
- ◇国の認定・補助金の加点 など

★新型コロナウィルス等を含む感染症や、災害が発生した際に従業員をはじめとした生命・企業の資源を守り、事業を停止させないための「事業継続力強化計画」策定に向けた無料のハンズオン支援を受けることができます。

* 詳細は、ホームページにてご確認ください。

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/tandoku/>

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがある?

制度の特長

① 経営者のための
退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が賃金や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の維持所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止権として保護されます。

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

Be a Great Small
中小機構

加入・掛金のご質問は
これをクリック
2秒以内で質問登録です
チャットで質問登録です

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

QRコード



「働き方」が変わります!!



2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています



Point1 時間外労働の上限規制が導入されます。

※令和2年4月から中小企業にも適用されます。

時間外労働(残業)がある場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を労働基準監督署に届け出が必要です。

36協定は、①労働者(パートやアルバイト等も含む)の過半数で組織する労働組合または、②上記組合がない場合には、労働者の過半数を代表する方(過半数代表者)と結ぶ必要があります。

36協定を届け出ることで、原則として「1月45時間」「1年360時間」まで残業が可能です。



Point2 年次有給休暇の確実な取得が必要です。

企業規模にかかわらず、すべての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、毎年5日については、使用者が時季を指定して取得させが必要となりました。



Point3 正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます。

※大企業は、令和2年4月から、中小企業は令和3年4月1日から適用されます
同じ企業で働く正社員と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

また、事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由等について説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

*働き方改革の推進に向けた課題を解決するための窓口

●働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

*詳しくは、厚生労働省HP・働き方改革推進支援センターHPをご確認ください。

専門家派遣事業のご案内



働き方改革や消費税、民法改正やHACCP等の制度改正による影響に不安はありませんか？

また、新型コロナウィルス感染症の影響もある中、将来を見据えた経営計画書の作成など、プロのアドバイスが4回まで無料で受けることができます。

財務管理・IT 関連から、経営、マーケティングに至るまで、専門のアドバイザーがスタンバイ。事業所様からの相談に合った専門家をご紹介いたします。

こんな方は特にオススメです!!

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○年次有給休暇取得義務について知りたい | ○36協定を見直したい |
| ○お店のリピーターを増やしたい | ○お店のイメージを変えたい |
| ○経費削減の方法を知りたい | ○会計や帳簿をラクにしたい |
| ○販売促進にSNSを取り入れたい | ○ホームページをリニューアルしたい |

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

京都・南丹

園部城祭り秋

日 時 令和2年10月18日（日） 16：00～20：00

実施場所 南丹市役所駐車場／園部公園周辺

内 容 ・事業所出店

・お城花火 など・・・（詳細は後日）

※新型コロナウィルス感染の状況等により、中止・変更になる場合があります。

青年部だより

4時間耐久三輪車レース 2020

今年も伝統の4時間耐久三輪車レースを開催します。
手作りの三輪車でチーム対抗の周回数を競う愉快で迫力のある耐久レースです。

開催日時 令和2年10月18日(日) 10:00~16:30 (雨天決行)

開催場所 園部公園ヘリポート (南丹市園部町横田3号)

※新型コロナウィルス感染の状況等により、中止・変更になる場合があります。



加入会員のご紹介

今後とも何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

企 業 名	代表者	業 種	地 域
株式会社ナリヅカコーポレーション	内海 三三子	食品製造	園部町
ゼ・クー京都	中原 哲	小売・サービス業(広告)	日吉町
くりくりぼうず	栗田静子	飲食店	日吉町
株式会社京都黒豆屋	小澤健太	食品販売	日吉町
合同会社発電道楽	長田純也	電気業	日吉町
tocco	小崎智子	エステサロン	八木町
レイクサイドハウス虹	采尾彰生	飲食店	美山町
PIZZA&CAFÉ カジカーノ	真木健一	飲食店	美山町

(敬称略・順不同)



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ～と します！！

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援します。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わざらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指導、PL保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」を支援します。

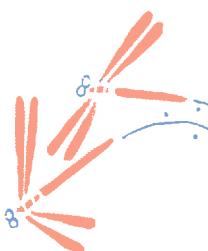
もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危機に対する経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなんことでもお気軽にご相談ください！



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ★ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ★ 園部支所 | 園部町小桜町 62-1 | ☎0771-62-0766 |
| ★ 日吉支所 | 日吉町殿田尾崎 8-1 | ☎0771-72-0224 |
| ★ 美山支所 | 美山町島島台 51 | ☎0771-75-0021 |

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp